

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の名称

「輝きながら自分らしく暮らせるまち」周防大島再生プラン  
～廃校を活用した複合型コミュニティケアの展開～

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

山口県大島郡周防大島町

## 3 地域再生計画の区域

山口県大島郡周防大島町の全域

## 4 地域再生計画の目標

### 【地域の概要】

周防大島町は、山口県東南部に位置し、総面積138.17km<sup>2</sup>と瀬戸内海3番目の面積を有する島嶼で、大島瀬戸を渡る大島大橋によって本土と連結している。気象は、年間を通じて比較的温暖であるが、全般的に山岳起伏で勾配がきつく、一部の平野を除いて海岸部に狭隘な平地が点在している。

人口は、昭和35年度には49,739人であったが、平成17年の国勢調査人口では、21,392人（57%減）と激減し、なかでも若年層の減少率は75.2%であり、高齢化率44.4%と過疎化の著しい地域である。

### 【地域の現状と課題】

産業は、山の斜面を利用して栽培される柑橘と、平野部・山間地の棚田で栽培される水稻を基幹作目とする農業や瀬戸内海沿岸域を漁場とする小規模漁業などの第一次産業を中心に発展してきたが、高度経済成長期以降の、若年層を中心とする人口の流出や農林水産業を取り巻く環境の悪化により、第一次産業離れが拡大した。現在の第一次産業を支えている就業者の多くは、元気な高齢者であるが、長く続く後継者不足は農林水産業において深刻で、荒廃農地の拡大や漁場環境の悪化など、環境への問題にも及んでいるところである。近年、団塊の世代のUターン者や田舎志向を反映したJ・Iターン者等による「荒廃農地等に手を入れてふるさとの里山を取

り戻そうとする活動」や、公学連携の島スクエア事業（起業家養成）による「地域資源を活用してまちの元気を取り戻そうとする起業」が見られるようになった。

観光分野では、南瀬戸内海の豊かな自然、ハワイ州カウアイ島と姉妹島交流の契機となった移民の歴史や文化など、多彩な観光資源を生かし、魅力ある観光地づくりに取り組んできたところであるが、近年、見る観光から、歴史を知る・体験をする観光へと趣向が変化してきたことから、体験交流型観光への取組み、特に農山漁村に民泊して農家・漁家体験をする体験型修学旅行の誘致を積極的に推進しているところである。

こうした町の産業を支えている65歳以上の高齢者は、年齢階層別人口割合において老年人口に位置づけられているが、本町では高齢期を「第2の現役期」と捉え、高齢者が様々な分野で活躍できる「生涯現役のまちづくり」の発想のもとで生活環境の整備を行なっている。

しかしながら、本町の高齢化率は年々上昇しており、平成17年国勢調査時点で44.4%と、超高齢社会の位置づけがなされる高齢化率(21%)を大きく上回る結果となっている。とりわけ、高齢者世帯や高齢者の独居世帯は、核家族化の進行も相まって、平成17年度国勢調査時点の全世帯数に占める割合がそれぞれ19%、24%と、合わせて半数に迫る勢いとなっている。特に、中山間地では、コミュニティ機能の低下により集落としての存続が危惧される、いわゆる「限界集落」という言葉に象徴される状況に直面する地域も出てきており、医療・福祉のサービスに関わる住環境や健康面で不安を抱える高齢者等が増加している。こうした高齢者等は、住み慣れた島や地域を離れ、病院への入院、施設入所、家族の許へと移り、再び住み慣れた島・地域で最期を迎えることのできない場合も少なくなく、老後の楽しみや生きがいを持ち、メディカルサポートのある中で、地域と繋がりを持って最期までその人らしく生きていける環境を整えるという課題を、現時点では解決できていない状況である。

また、長く続く少子化は学校の再編にまで進展し、小学校、中学校、高等学校の全ての教育課程において、学校の統廃合により、行政財産としての学校本来の用途を廃止する施設が出ているが、学校は、児童・生徒の学びの場としての役割だけでなく、地域の活動においても中心的役割を果たしてきており、廃校により校舎やその周辺が荒廃することを懸念する声が上がっている。

今後は、こうした施設を、過疎化の現象の著しい集落で孤立する高齢者等が利用し、地域住民の支えとふれあいを感じることのできる場所として、また、まちが元気になる産業や観光の拠点として再活用していくことが必

要である。

#### 【目標】

地域との繋がりを保ち、介護サービス等を高齢者のニーズや変化に応じて包括的・継続的に提供する地域ケア体制を構築することにより、要支援・要介護者数の増加を抑制する。

(数値目標) 要支援・要介護認定者数 (H21年：2,046人→  
H27年：2,117人)

注：第4期介護保険事業計画における推計値 H23年：2,147人

#### 【目標】

高齢者専用賃貸住宅を設置することにより、住み慣れた地域で尊厳を保持し、自分らしく自立した生活を営むことができる高齢者の増加を図る。

(数値目標) 高齢者専用賃貸住宅入居者数 (H21年：0施設 0人→  
H27年：1施設 25人)

#### 【目標】

地域とコミュニティケアサポーター(CCS)が支える共生型の福祉空間の構築と CCS 養成講座の開催により、CCS 人数の増加を図る。

(数値目標) コミュニティケアサポーター人数 (H21年：0人→  
H27年：200人)

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

周防大島町では、高齢者保健福祉計画において、「生涯にわたる健康づくり、介護予防」、「誰もが生きがいを持ち豊かに暮らせる環境づくり」、「地域で支えるシステムづくり」を基本目標とし、介護サービスや施設サービスの基盤整備に取り組んでいる。特に、高齢者が介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域や家庭で尊厳を持って、自分らしく自立した生活を営むためには、介護サービスやその他の多様なサービスを高齢者のニーズや変化に応じて、包括的に提供するコミュニティケア（地域福祉）体制の構築が必要である。こうした体制づくりの一策として、町内の医療法人が、居宅支援事業所、訪問看護・介護ステーション、24時間体制の訪問診療、グループホーム、デイケアなどの施設を同一敷地内へ整備し、さらにサロンとコミュニティケアサポーター（CCS）の養成を組み合わせ、医療と福祉の連携のとれた高齢者生活支援へのベネフィットの提供を計画している。

町としても、この度、山口県から周防大島町に対して譲与された田布施農業高等学校大島分校校舎・跡地の活用を基本とする、この複合型コミュニティケア・モデルプランを校舎・跡地の無償貸付などで支援し、地域・医療機関が連携して高齢者を支えるシステムづくりと人・地域を支える人材の育成を目指す。

なお、この複合型コミュニティケア施設の整備事業は、資金の貸付けが必要な規模であり、貸付を行う金融機関が、地域再生支援利子補給金の支給を受けることができる支援制度を活用して実施することが必要である。

## 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

### (1) 支援措置の番号及び名称

番号 A2004

名称 地域再生支援利子補給金

### (2) 当該支援措置を受けて実施する事業の内容

廃校を改修・活用して本町で初めて実施される、複合型コミュニティケア施設（高齢者専用賃貸住宅、サロン、コミュニティケアセンター、居宅介護支援事業所、訪問看護・介護ステーション、託児所、グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設、デイケア）を整備し、介護をはじめとする様々な医療・福祉サービスの包括的な提供を行う者に対して、内閣総理大臣の指定を受けた金融機関が行う資金の貸付事業とする。

### (3) 地域再生支援利子補給金交付要綱別表に定める事業のうち本計画に合致するもの

企業その他の事業者が、独自に開発した知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業。

### (4) 利子補給金の受給を予定する金融機関

株式会社 西京銀行

### (5) 地域再生支援利子補給金の支給を受けて行われる地域再生に資する事業の実施による経済的社会的効果と雇用機会創出効果

廃校を改修・活用して、高齢者賃貸専用住宅など10の用途を持つ複合型コミュニティケア施設を整備することにより、新築に比べ初期費用

を約3億円抑えることができるとともに、利用者が地域との繋がりの中で楽しみと生きがいを見出し、その人らしく輝きながら最期を迎えることができる体制づくりをする。

この事業により整備される施設においては、施設の利用者に対するスタッフ設置基準に基づき総計47名の雇用が創出される。この雇用により、通勤・生活等における個人消費が促進され、人の移動に伴う交流が活発になるなど地域内投資が誘発され、地域の活性化が図られる。加えて、島外者の施設利用については、利用者家族等による雇用スタッフ同様の地域内投資が期待される。

### **5-3 その他の事業**

#### **5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み**

##### (1) 支援措置の番号及び名称

【番号】B1108

【名称】ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの振興

##### (2) 実施主体

周防大島コミュニティケア協会

##### (3) 事業概要

就業に対する国民の価値観が多様化する中で、地域において高齢者等がその人らしく生活できるよう支援する「コミュニティケアサポーター（CCS）」業務は、地域の課題解決や地域経済の活性化に貢献するものであり、自らもやり甲斐と生き甲斐を実感するビジネスである。様々な生活支援施設（高齢者専用賃貸住宅、グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設、訪問看護・介護ステーション、デイケア等）と共に、地域の高齢者等を支えるコミュニティケアサポーター（CCS）を養成する講座を開設し、今後の地域社会に必要とされる人材を育成する。この事業により、コミュニティケアの概念を地域に広げ、上記生活支援施設と併せ、既存の住宅を利用したホームホスピスの運営など、自主的・自律的・持続可能な地域の形成を図る。

#### **5-3-2 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み**

##### (1) 廃校を活用した社会福祉の増進

①高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業（国土交通省）による施設整備

医療法人が、高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業を活用して、高齢者専用賃貸住宅と併せて、サロン、コミュニティーケアセンター、グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設、デイケア、居宅介護支援事業所、訪問看護・介護ステーション、託児所を整備し、総合的かつ一体的に活用することにより、各施設利用者の交流が進み、地域と多くのサポーターによる支援体制が整う。こうした体制の確立により、ターミナルケアの中でも多くのコミュニティーケアサポーターの見守りを感じて、輝きながらその人らしい最期を迎えることができる。

#### ②知的障害者の活動拡大

町内にある知的障害者（通所）授産施設では、陶芸品製作や農産物生産・販売、布加工などにより、知的障害者の社会適応性や自立性を高める支援をしている。当授産施設が、作業所等としての活用を図り、活動の場を広げ、地域とのふれあいを多く持ち、障害者の社会適応力をさらに高める。

### (2) 廃校を活用した産業活性化の取り組み

#### ①起業教育及び特産品開発

大島商船高等専門学校が、町と連携して取り組んでいる起業家養成（島スクエア事業）の受講生による、商品の研究・開発・販売を行うとともに、大島商船高等専門学校が設立する起業教育研究センター（仮称）による、町内の小・中学校・高校生及び高等専門学校生（島スクエアジュニア）を対象とした起業教育を実施する。

起業ノウハウを学んだ受講生等が、周防大島の多様な地域資源（農産物・自然・歴史・文化等）を活用した、斬新で時代にマッチした取組みを行い、その情報が発信されることによって、島内・島外を巻き込んだ大きな活性化の波への進展が期待される。

#### ②農業・園芸の指導、新分野農産物の産地化

近年、都市部の定年退職者等が、農山村で農業を営みながら、田舎生活を楽しむためにUターン、J・Iターンする傾向が多く見受けられる。しかしながら、都会生活者は農作物等の栽培技術について未熟であり、技術指導を受けて生産性が向上することにより、ターン地での生活をより楽しむことができると思われる。このため、町内の民間園芸業者が農業・園芸の技術指導所を開設し、島への移住者を対象として、技術指導を行うとともに、農産・園芸への障害者の参加を促し、リハビリテーションを通して障害者の社会生活力を高める活動を行う。

また、島の主要農産物である柑橘は、市場価格の低迷や生産者の高齢

化により、新品種の栽培促進を行っているものの、年々生産量や出荷額が減少している。対策の一つとして、柑橘に代わる分野の果実をモデル栽培することにより、新しい分野での農産物の産地化を目指す。

### ③地産地消の推進

「食の安全性」への関心が高まり、町内学校給食への地産品利用や朝市などにより、地産地消の取組みも進んでいる。最近では、イベントなどにおいて、軽トラマーケットといった手軽な産物等の直売も行われるようになってきている。町内で活動するNPO法人、観光協会、各種団体等が、周防大島産物（温暖な気候を利用して栽培される農産物や瀬戸内の新鮮な魚介類）の定置・移動直販所として多角的に活用し、地産地消の推進と産業の活性化を図る。

## 6 計画期間

認定の日から平成30年3月末まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4の目標については、計画終了後、本計画の策定主体である当該地方公共団体が必要な調査を行い、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行なう。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし